

「学校いじめ防止基本方針」策定のための資料

平成26年 1月
宮城県教育委員会

目 次

| | 頁 |
|---|----|
| 1 学校いじめ防止基本方針の策定について…………… | 1 |
| 2 「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」設置について…… | 3 |
| 3 「学校の設置者又は学校による重大事態発生に係る調査を行う ための組織」設置について…………… | 5 |
| 4 「学校の設置者又は学校による重大事態発生に係る調査」について… | 6 |
| 5 「学校いじめ防止基本方針」（参考例）を自校化するための留意点… | 9 |
| 6 資料…………… | 10 |

1 学校いじめ防止基本方針の策定について

1 法による規定

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国のいじめ防止基本方針、地方いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めることが義務づけられている。

2 「学校基本方針」とは何か

「推進法」が求める「学校基本方針」とは、方針というよりは、学校の内いじめに対する「行動計画」に近いものである。

「学校基本方針」を読めば、個々の教職員は自分が今何をすべきかが分かるものであり、保護者や地域は何を協力すればよいか分かるものであり、学校が児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるものである。

3 学校基本方針の内容

- 学校基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。
- その具体的な内容として、例えばいじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込んだり、これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりすることなどが考えられる。
- 加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。
- 学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。
- 児童生徒とともに、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。
- 策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

4 「学校基本方針」を策定する際の留意点

「学校基本方針」の策定を全教職員でいじめ問題に取り組む契機とすることが大切である。つまり、方針の策定のみを目的とするのではなく、この方針を策定していく過程で、

- ・ 自校の課題がどのようなところにあるかを洗い出し、
- ・ そうした課題に対して組織的かつ計画的に、

- ・ また学校段階や教育課程，児童生徒の発達段階を見渡して体系的に，
- ・ 教職員はもとより児童生徒や家庭・地域も巻き込む形で，
- ・ 児童生徒を守り育てていける学校を構築すること，
- ・ それによって実際に児童生徒のいじめを減らすこと，
- ・ そのために必要となる学校関係者の認識の共有と徹底 等を図ることを目的と考えて策定作業を進める。

5 「学校基本方針」策定の手順

(1) 策定前の事前準備

暫定的な作業部会（すべての学年の代表が必ず参加）を組織し，実態把握のための資料収集や取組内容の洗い出しを行う。

① 学校の実態把握のための資料収集

- いじめに関する内容を中心に，自校の児童生徒の実態や保護者のニーズを押さえる。
- ここ数年分の，学校生活アンケートや学校評価アンケート，いじめの認知件数や不登校数などを揃え，それらの数値に基づき，どのような内容の取組を，どの程度行うことが必要になりそうかを考える材料にする。

② 取組内容の洗い出し

- 今年度又は昨年度の学校の取組の中から，「未然防止」に関する取組を洗い出す。授業改善に関わる取組，児童生徒の友人関係，集団づくり，社会性育成などを目的とした取組，いじめに関する取組，いじめを無くすための児童会や生徒会の取組，保護者や地域に対する啓発の取組などについて，リストアップする。
- 上記取組が，どのような内容で，いつ，誰を主たる対象として行われたのか，それによってどのような成果が得られたのか，それに費やした時間や労力はどれくらいであったかを簡単にまとめておく。

(2) 年間計画の策定

以下の内容は，いじめの防止等の対策のために設置された「組織」で決めていく。管理職の他に，少なくとも主幹教諭，教務主任，生徒指導担当教員，学年主任が含まれていたほうが，議論や決定がスムーズである。

① 年間の取組についての見直しを行う時期（P D C Aサイクルの期間）の決定

P D C Aサイクルで取組を行う関係から，どの期間で見直しを行うかを定める。それに応じて「取組評価アンケート」の実施と集計時期，取組の見直しを行うための会議の開催時期，校内研修の開催時期が決まってくる。

② 「取組評価アンケート」，「組織」会議，校内研修会等の実施時期の決定

取組内容等の見直しのための調査の実施時期，その結果に基づく「組織」会議の開催時期，それを踏まえた校内研修等の時期について決定する。

※例えば，3学期制の場合，「取組評価アンケート」を7月（第1回），12月（第2回），3月（第3回）を目途に実施する。集計は長期休業中に行い，その作業を待って「組織」会議を開催する。その後，職員会議や校内研修会等で全教職員に組織での話し合いの結果を伝える。

③ 未然防止の取組の年間計画決定

全ての学年が学年の取組か全校の取組のいずれかをP D C Aサイクルの期間内に少なくとも1回は実施できるよう，全学年の年間計画を組む。

④ 個別面談や教育相談の時期や回数の決定

全ての児童生徒が学級担任等と話をする時期を設定する。三者面談等の時期も勘案しながら，大きく間が空いてしまうことのないようにする。

2 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」設置について

1 法による規定

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

2 組織の名称

各学校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の名称で組織を置いている例があるが、こうした既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることも法の趣旨に合致するものであり、組織の名称としては「いじめ対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。

3 組織の構成

「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成」される組織については、以下のとおりである。

- 「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。
- 「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者」については、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

4 組織の役割と構成員の決定

以下に示す役割は、すべてを組織が直接に担う形や組織の下に部会を設ける形も考えられる。また、既存の委員会等に役割を振ることもあり得ることから、各学校の規模や既存の組織の有無に応じて決める。

しかし、どの役割もどこかで必ず果たされるようにしておくことが必要である。また、最終的には組織に情報が集約される仕組みにすること、最終決定は組織が行い、部会や他の委員会はその指示のもとに動くことを明確にしておく必要がある。

(1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認

各取組が計画通りに実施されるよう準備段階から進捗状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行う。取組実施中の様子の記録や実施後の振り返り（教職員・児童生徒・その他）状況についても、適切に行われるよう助言や支援を行う。→必ず記録や振り返りを残す

(2) 教職員の共通理解と意識啓発

「学校基本方針」が策定された後、すべての教職員に対してその主旨や重点について説明する。各時期に実施される「取組評価アンケート」の分析結果についても、その都度知らせ、改善点等について周知する。あらかじめ校内研修会等を設定しておく。

なお、毎年、年度始めにはその年度の「学校基本方針」の確認を必ず行う。

(3) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校基本方針」の策定に当たって又は策定された後に、児童生徒や保護者・地域に対して、その主旨や重点について説明する。学校独自のホームページ等がある場合は、そこでも公表する。

また、取組の進捗状況や得られた成果、「取組評価アンケート」の結果やそれを踏まえた学校の取組についても、適宜、情報発信する。必要に応じて、意識啓発のための取組や意見聴取のための取組を企画する。

(4) 個別面談や相談窓口の集約

面談等が予定通りに進んでいるかといった進捗状況の把握や、どのような相談事例があるのかといった集約を行う。組織で取り上げたほうがよい事案がでてきた場合には、組織の招集を求める。

(5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口

教職員が気付いた児童生徒の変化に関するメモ等を集約・整理する。組織で取り上げたほうがよい事案がでてきた場合には、組織の招集を求める。

(6) 発見されたいじめ事案への対応

上記の(4)や(5)によって招集された組織では、その事案に対する事実確認を行い、今後の対応を決めて実行する。また、全教職員に対しても必要な情報を提供する。

(7) 構成員の決定

上記(1)～(6)の役割を勘案し、それぞれの責任者を構成員として組織を設置する。このほかに、補助的な役割を担う者を含めたり、外部の専門家(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等)に必要なに応じて構成員になってもらうことが考えられる。

なお、必要に応じて、緊急的な組織、拡大的な組織といった形で、構成員を限定したり増やしたりすることが考えられる。

(8) 重大事案への対応

重大事案が起きた場合の対応については、学校の設置者の指示によって動く。

3 「学校の設置者又は学校による重大事態発生に係る調査を行うための組織」 設置について

1 法による規定

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

※「学校の設置者」とは、学校を設置・管理する教育委員会である。

2 組織の役割

学校の設置者又は学校の下に設ける組織の役割は、発生した事案が重大事態であると判断したときに、当該重大事態に係る調査を行うことである。

3 組織の構成

- この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保することが求められる。
- 公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、第14条の第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査のための組織とすることが望ましい。この際、重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から「附属機関」を設置しておくことが望ましい。
- また、学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

4 「学校の設置者又は学校による重大事態発生に係る調査」について

1 事実関係を明確にするための調査の実施

- 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。
- この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- 第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者又は学校が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にはっきりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

(1) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する等)。
- ② 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ③ いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をすることが必要である。
- ④ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

(2) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(3) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切

実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

（４）その他留意事項

- 学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、第２３条第２項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

２ 調査結果の提供及び報告

（１）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

第２８条第２項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実

関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。

- これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に報告する。

上記（1）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

5 「学校いじめ防止基本方針」（参考例）を自校化するための留意点

| 頁 | 番号 | 留意事項 |
|----------|----|---|
| 3 | ① | 共通理解を図る場面や啓発方法については、学校の実情に応じて記入する。 |
| 3 | ② | このほか、地域ボランティア清掃、幼稚園訪問、老人ホーム訪問、工場見学、農業体験、漁業体験、などが考えられる。学校の実情に応じて記入する。 |
| 5 | ③ | いじめに関する情報を得る方法について、学校の実状に応じて記入する。 また、「生徒指導記録簿」については、各学校で作成しているものを示し、名称は各学校の呼称している文言でよい。 |
| 6 | ④ | 学校で設置した名称を記入する。 |
| 9 | ⑤ | 仲間づくりについては、MAPや構成的グループ・エンカウンター、疑似体験のほか、他の手法を取り入れることもできる。 |
| 10 | ⑥ | 通信企業による携帯等の利用に係る「安全教室」については、それぞれの企業のHP等で確認する。宮城県警の講話については各警察署の生活安全課に相談する。 |
| 11 | ⑦ | 学校基本方針の説明の機会については、各学校の実情に応じて設定する。 |
| 12 | ⑧ | 各学校の実態に応じて構成する。 |
| 15 16 | ⑨ | 市町村教育委員会の指導のもとに、事前にリストを作成しておき、その中から当該事案に応じて、構成員を選ぶとよい。このとき、当該事案の関係者や直接の人間関係、特別の利害関係にある者は除く。 |
| 16 | ⑩ | 構成員及び組織図は、市町村教育委員会に確認し、掲載する。 |
| 19 | ⑪ | 当該事案が発生すると同時に、地域住民やマスコミ等の問い合わせが殺到する可能性が高いため、対応職員や対応の仕方等を確認しておくことよい。 |

〈資料1〉いじめ発見のためのアンケート（例）

生徒の抱える問題を早期に把握し，早期に対応できるよう，定期的に簡易アンケート等を実施する。

1 対象

中学校1～3学年

2 実施について

(1) 実施方法

簡易アンケートは，無記名とし，月1回程度は実施し，学級経営等の参考にする。

(2) 簡易アンケートの様式例

| |
|---|
| <p>学校生活アンケート</p> <p>_____年 組 (男 ・ 女) _____月 _____日</p> <p>このアンケートは，みなさんが，毎日楽しく安心して学校生活を過ごせるように行います。当てはまるところに○をつけてください。</p> <p>1 学校が楽しいですか。 (1) 楽しい (2) ふつう (3) 楽しくない</p> <p>2 今，先生に相談したいことがありますか。 (1) ある (2) ない</p> <p>3 今，だれかにいじめられていますか。 (1) いる (2) いない (3) こたえられない</p> <p>4 このごろ，だれかがいじめられているのを見たことがありますか。 (1) ある (2) ない</p> |
|---|

(3) 活用例

「学校が楽しくない」「相談したいことがある」「いじめられている」又は「こたえられない」「いじめられているのを見たことがある」にチェックされている場合は，追調査等を行う。追調査として，見取り，面接，再調査などを実施する。

〈資料2〉教育相談体制（例）

1 校内における教育相談体制

（1）教育相談に当たって

- ① 一人一人の生徒の自己実現を目指し、本人又はその保護者などに、その望ましい在り方を助言する。
- ② 教育相談に当たっては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、教育活動の実践の中に生かしていく。

（2）教育相談担当教員の配置

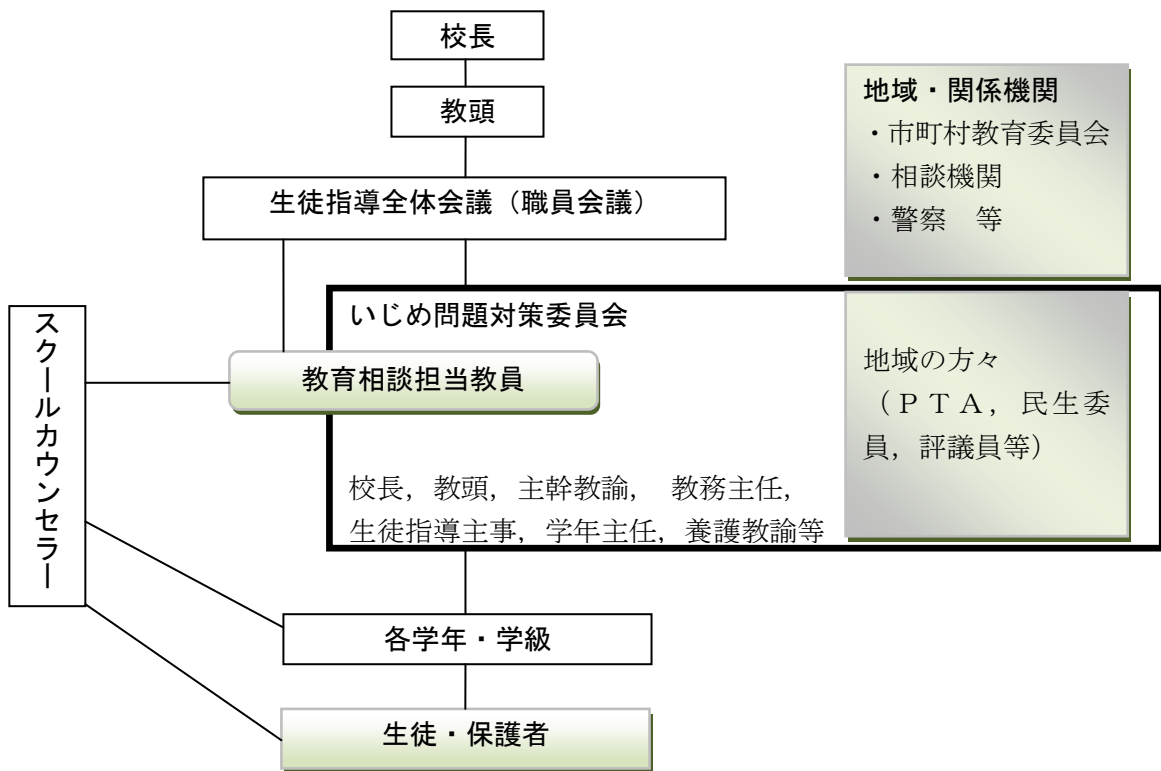
- ① 校内体制の連絡・調整に当たるコーディネーター役として、教育相談担当教員を置く。
- ② 担当
生徒指導主事が担当する。
※ 担当は、生徒指導主事の他にも、養護教諭やスクールカウンセラー担当教員等、校内の体制や事情により、様々に考えられる。
- ③ 主な役割
 - ・生徒や保護者に対する教育相談
 - ・生徒理解に関する情報収集
 - ・事例研究会や情報連絡会の開催
 - ・校内研修の計画と実施
 - ・市町村教育委員会や学校外関係機関との連携のための調整及び連絡

（3）スクールカウンセラーとの連携

以下の場面や機会でスクールカウンセラーを積極的に活用することで、生徒及び保護者の理解を図り、適切な対応につなげられるよう努める。

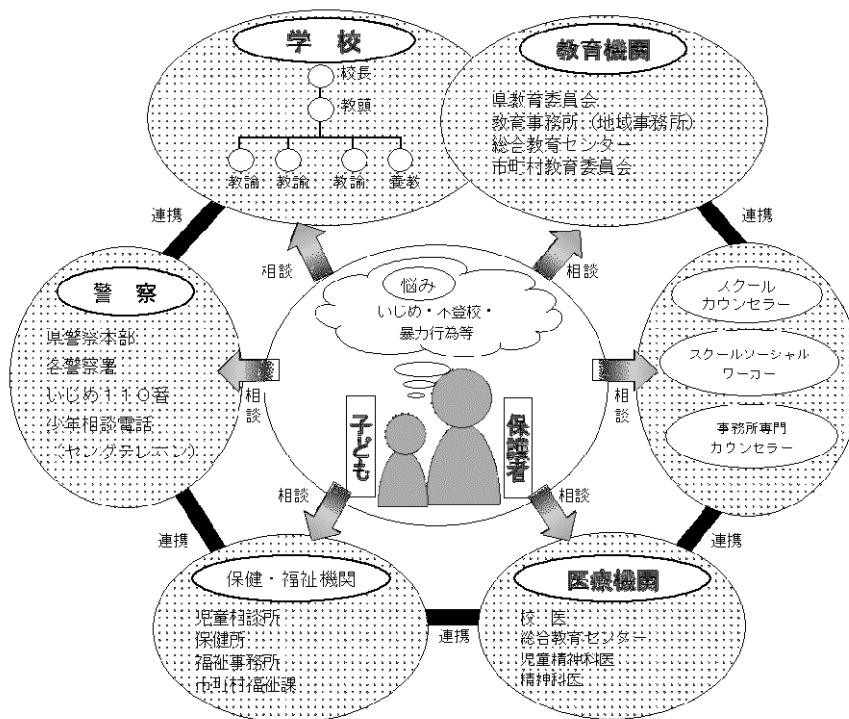
- ・生徒の不安や悩みについて、専門的・多角的に理解する。
- ・生徒のコミュニケーションスキルを高めるかかわりを図る。
- ・保護者との面談を通して、より一層の生徒理解を図る。
- ・関係機関との橋渡しをする。
- ・小中連携における情報共有の補助を行う。
- ・教員の研修やスキルアップを図る。
- ・生徒・保護者への心理教育をする。

(4) 教育相談に係る校内組織



2 各相談関係機関との連携

各相談関係機関との連携を図り、相談者（生徒、保護者等）の相談窓口を広く確保する。



〈資料3〉 いじめ発見のためのチェックシート例（保護者用）

| | チェック項目 | 大丈夫 | 心配 |
|--------------|-------------------------------------|-----|----|
| 朝の様子 | 朝、なかなか起きてこない。 | | |
| | 疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。 | | |
| | いつもと違って、朝食を食べようとしない。 | | |
| | 登校時間が近づくと、体調不良を訴える。 | | |
| | いつも特定の友達が迎えに来る。 | | |
| 登下校 | 友達の荷物を持たされている。 | | |
| | 一人で登校（下校）するようになる。 | | |
| | 遠回りして登校（下校）するようになる。 | | |
| | 途中で家に戻ってくる。 | | |
| 帰宅時 | 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。 | | |
| | 理由のはっきりしないすり傷やあざがある。 | | |
| | すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。 | | |
| | 帰宅時刻が遅くなる。 | | |
| | 学校の話をしなくなる。 | | |
| | 外出したがる。 | | |
| 友人関係 | 学用品や自転車、持ち物が壊れていたり、落書きがあったりする。 | | |
| | 特定の友達に対する言葉遣いが不自然でいねいである。 | | |
| | 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。 | | |
| | 友達から頻繁に電話やメールがあり、それを気にする。 | | |
| | 遊んでいるとき、友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。 | | |
| 家庭の様子 | いじめの話をするとう強く否定する。 | | |
| | 親と視線を合わせない。 | | |
| | 家族と話をしなくなる。 | | |
| | 親に反抗したり、兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。 | | |
| | お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる。 | | |
| | 部屋に閉じこもりがちになる。 | | |
| | 部屋にある持ち物がなくなっていく。 | | |
| | 学習への意欲とともに成績が下がってきた。 | | |
| | 食欲がなくなってきた。 | | |
| ため息をつくことが多い。 | | | |
| なかなか寝付けない。 | | | |

〈資料４〉 教師用・学校用チェックシート（例）

1 いじめ発見チェックシート例（教師用）

| | チェック項目 | 確認 |
|------------------|---|----|
| 朝 の 会 | 遅刻、欠席が増えたり、時刻ぎりぎりの登校が目立ったりする。 | |
| | 表情がさえず、うつむき加減でいることが多い。挨拶をしなくなる。 | |
| | 出席確認の際、声が小さかったり、頭痛や腹痛を頻繁に訴えたりする。 | |
| 授 業 中 | 授業の始めに、用具や机・椅子などが乱れている。周囲の生徒が机や椅子を離そうとする。 | |
| | 所持品や机に落書きされたりする。 | |
| | 正しい答えを冷やかされたり、正しい意見なのに支持されなかったりする。 | |
| | 保健室やトイレに行きたがる。 | |
| | テストの成績が急に下がり始める。 グループ活動で孤立しがちである。 | |
| 休 み 時 間 | 教室や廊下で、一人であることが多い。あるいは、自分の机から離れない。 | |
| | 休み時間は、トイレや相談室に閉じこもることが多い。 | |
| | 用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをうろろしたりする。 | |
| | そばを通る生徒が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。 | |
| | 物が壊れたり、事件が起きたりすると、その子のせいにされる。 | |
| | 遊びと称して友達と一緒にいるが、表情がさえない。 グループから外れて一人ぼつんとしており、沈みがちになっている。 | |
| 給 食 時 間 | 机を寄せてグループを作ろうとしない。寄せても隙間がある。 | |
| | 特定の生徒が配膳すると嫌がられる。 | |
| | 腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりする。 | |
| | 特定の生徒だけが片付けをさせられている。 | |
| 清 掃 時 間 | 人が嫌がる仕事ばかりしている。一人で離れて掃除をしている。 | |
| | 特定の生徒の椅子や机だけが運ばれず、放置されている。 | |
| | 衣服が濡れたり汚れたりしている。 | |
| | 清掃後の授業に遅れてくることが多い。 | |
| 帰 り の 会 | 特定の生徒の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。 | |
| | 他の生徒の持ち物をよく持たされる。 | |
| | 班ノートや学級日誌などに気に掛かる表現や描写が表れる。または何も書かなくなる。 | |
| | 急いで一人で帰宅したり、用もないのに学校に残っていたりする。 | |
| 部 活 動 等 | 一人で準備や片付けをさせられる。または、休憩中一人である。 | |
| | 部活動に遅れてくるが多くなる。あるいは頭痛、腹痛、体調不良をよく訴える。 | |
| | 特定の生徒にボールを打つ。あるいはほとんどボールを回さない。ペア練習で取り残される。 | |
| | 理由がはっきりしない、けがや汚れがある。 | |

2 いじめ問題に対する日常の取組チェックシート例（学校用）

| | チェック項目 | 確認 |
|-----------|---|----|
| 未然防止 | 全員の生徒に声をかけ、生徒のよいところを積極的にほめている。 | |
| | 一人一人の生徒に活躍の場を設定している。 | |
| | 自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。 | |
| | 生徒同士で良いところを認め合う機会を設定している。 | |
| | 仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。 | |
| | 分かる授業づくりに努めている。 | |
| | 小学校と中学校が十分な情報交換を行っている。 | |
| | 体験入学等、小・中学校間の子供たちの交流が図られている。 | |
| | 教職員による小・中学校の交流や連携が図られている。 | |
| | 生徒の小さな頑張りを家庭に伝えるなど、保護者とコミュニケーションをとっている。 | |
| | 家庭と連携しながら、生徒の基本的生活習慣の定着を図っている。 | |
| | 道徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導している。 | |
| 早期発見・早期対応 | 生徒会活動等で、いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。 | |
| | 生徒に幅広い生活体験を積みませ、社会性の涵養や豊かな情操を培っている。 | |
| | 生徒と触れ合いながら、生徒の変化をつかんでいる。 | |
| | 生徒たちを複数の目で見ると、教室以外での生徒の様子について情報を集めている。 | |
| | 定期的アンケート等を実施し、情報収集を図っている。 | |
| | 生徒と信頼関係ができており、生徒が悩みを相談している。 | |
| | 生徒が養護教諭やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。 | |
| | 生徒や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。 | |
| 指導体制 | 養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと積極的に連携している。 | |
| | 気になることが、すぐに管理職や学年主任、教育相談担当等に報告されている。 | |
| | 日常生活の変化等、気になることをすぐ保護者と話し合っている。 | |
| | いじめ問題の解決に向け、全職員が一致協力することの認識が徹底されている。 | |
| 学校外連携 | いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っている。 | |
| | 生徒が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。 | |
| | いじめについての訴えに対し、問題を軽視することなく適切に対応している。 | |
| | P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けたネットワークづくりを図っている。 | |
| 学校外連携 | 家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校だより等を通じ、家庭との連携を図っている。 | |
| | 家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えている。 | |
| 学校外連携 | 必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っている。 | |

3 いじめを認知したときの対応チェックシート例（学校用）

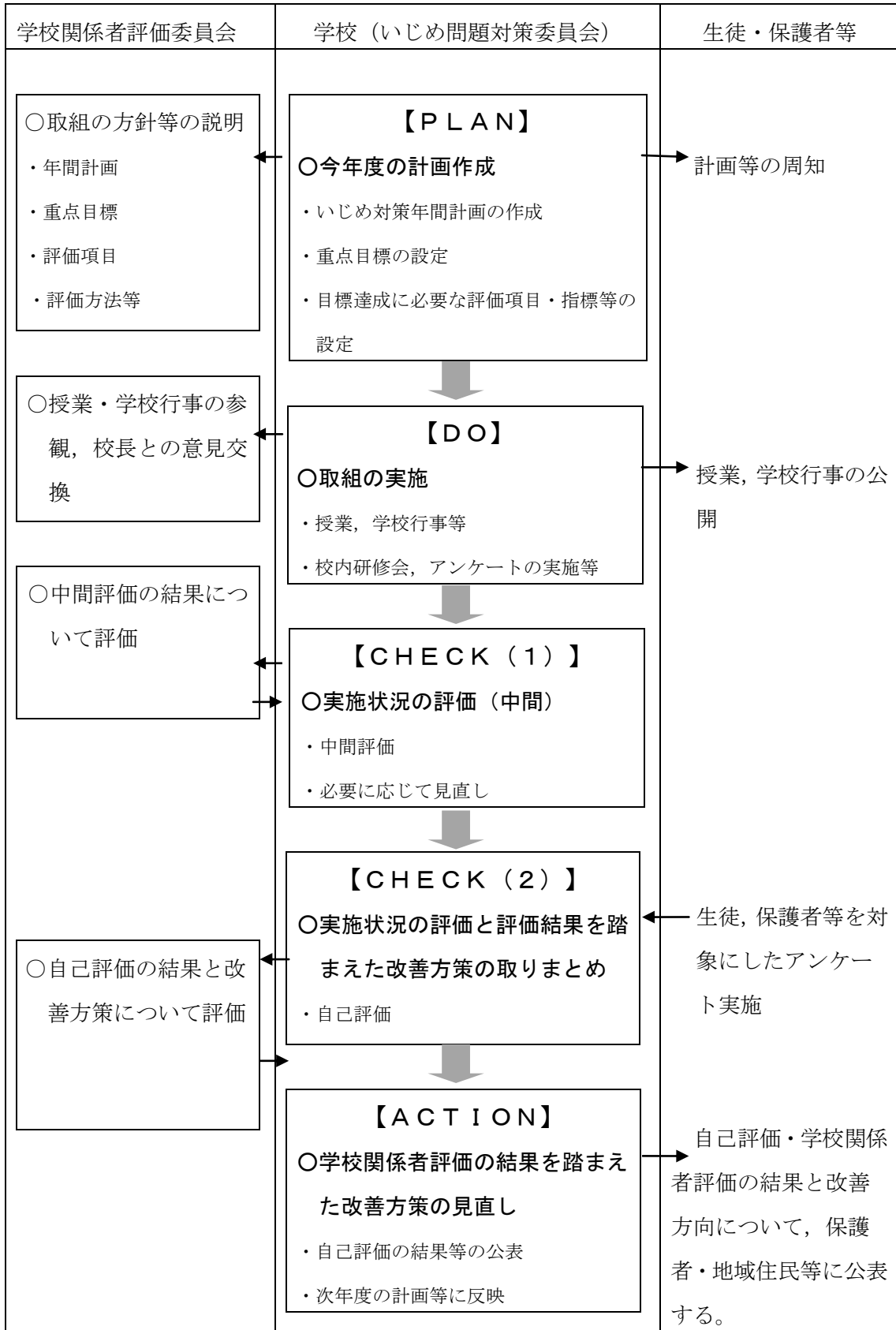
| チェック項目 | 確認 |
|---|----|
| いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。 | |
| 管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。 | |
| いじめを受けた生徒の安全確保がなされている。 | |
| いじめを受けた生徒から、いじめの内容について十分に話を聞くことができる。 | |
| 市町村教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。 | |
| いじめた生徒からいじめを受けた生徒と同じ内容の話を聞くことができる。 | |
| 当該生徒の保護者への第一報を行っている。 | |
| いじめ緊急対策会議を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。 | |
| 職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。 | |
| 校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。 | |
| いじめを受けた生徒の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。 | |
| 必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。 | |
| いじめた生徒や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。 | |
| 当該生徒の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。 | |
| 市町村教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。 | |
| PTAと連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組んでいる。 | |
| 地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組んでいる。 | |
| 市町村教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。 | |
| 「いじめが再発していないか」、「いじめを受けた生徒がいやな思いをしていないか」など、見守っている。 | |
| いじめを受けた生徒の不安がなくなり、安心して学校生活が送れるようになっている。 | |

〈資料5〉いじめ対策年間計画（例） ■：教職員間の活動 ○：生徒，教師，保護者の活動

| | 実施計画 | | 留意点等 |
|-----|---|--|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ■学校間，学年間の情報交換 指導記録の引継 ■いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議設置 いじめの未然防止に向けた取組の確認 ○いじめ根絶宣言（校長の決意を表明） ○学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 職員会議等 始業式等 学級活動 保護者会等 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き出す。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問・教育相談の実施 ○行事等を通じた人間関係づくり ■校内研修「いじめの未然防止」 | | |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○「生活アンケート」の実施と対応 ○話し合い活動「学級の諸問題」 | 学級活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校評価の実施 | | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策を点検する。 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ■SCによる教育相談に係る研修会の開催 ■教育相談に係る研修会への参加 ○夏休み明けの生徒の変化の把握 | | <ul style="list-style-type: none"> ・相談技術を高めるために校内研修会を開催する。外部の研修会も活用する。 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ○夏休み明けの教育相談の実施 ○行事等を通じた人間関係づくり ○いじめを考える集会 | 集会活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み後であることから，必要に応じて教育相談を実施する。 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ○行事等（文化祭，合唱コンクール等）を通じた人間関係づくり ■校内研修「いじめの早期発見・早期対応」 | | <ul style="list-style-type: none"> ・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ○「生活アンケート」の実施と対応 ○話し合い活動「学級の諸問題」 ○教育相談の実施 | 学級活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の人間関係の変化に留意する。 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ○人権週間（人権意識啓発活動） ○学校評価の実施（生徒・保護者アンケート） | | <ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ○冬休み明けの生徒の変化の把握 | | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化を確認する。 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ○「生活アンケート」の実施と対応 ○話し合い活動「学級の諸問題」 | 学級活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・人間関係の不安解消への対応を考える。 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ■記録の整理，引継資料の作成 ■小中連絡会の開催 | | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。 |

※ 通年で月1回簡易アンケートを実施し，学級経営等の参考にする。

〈資料6〉 学校評価の進め方（例）



〈資料7〉 重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」(例)

「聞き取りシート」【いじめを受けた生徒用】

平成 年 月 日

時刻： 時 分から

時 分まで

記録者：

年 組 氏名

〈された場面〉

| 日時 (いつ頃から) | 場所 | 誰にどんなことをされたか・誰に どんなことを言われたか ※その時の気持ちはどうだったか | 近くにいた人 |
|---------------|----|---|--------|
| 月 日 時 | | | |

〈説明図 (誰にどの位置でどんなことをされたかなど) 〉

〈メモ〉

「聞き取りシート」【いじめた生徒・傍観していた生徒用】

平成 年 月 日
時刻： 時 分から
時 分まで

記録者：

年 組 氏名

<いじめに至ったきっかけ>

<行った、または、見た場面>

| 日時 | 場所 | 誰が誰にどんなことをしたか(したのを見たか)・誰がどんなことを言ったか(言ったのを聞いたか) | 近くにいた人 |
|-------|----|--|--------|
| 月 日 時 | | | |

<説明図(誰がどの位置でどんなことをしたかなど)>

<メモ>